

## 地域密着型介護老人福祉施設の指定効力の一部停止について

松江市は、介護保険法の規定により、以下の地域密着型介護老人福祉施設に対する処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	社会福祉法人 若幸会
	代表者	理事長 加藤 勇
事業所	名称	地域密着型特別養護老人ホームわこう荘
	サービス種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 2 処分年月日

令和2年4月8日

### 3 処分の内容

指定効力の一部停止3月間（新規利用者の受入停止及び報酬上限の制限（7割））

### 4 効力の停止期間

令和2年5月1日から同年7月31日までの3月間

### 5 処分の理由

人格尊重義務違反（介護保険法第78条の10第6号）

従業者1人から複数の入所者に対しての暴言、うち1人の入所者に対する暴力行為・放置によるもの。

#### 問い合わせ

健康部 介護保険課

給付係

TEL (0852) 55-5934